平成 2 3 年 (ヨ) 第 8 2 号 原発再稼動禁止仮処分命令申立事件 債権者 辻 義 則 外 5 0 名 債務者 日本原子力発電株式会社

主張書面

2011年11月16日

大津地方裁判所 御中

債権者ら訴訟代理人弁護士 吉 原 稔

同 井戸 謙一

同 吉川 実

同 石川 賢治

同 向川 さゆり

同 石田達也

同 永 芳 明

同 高橋 陽一

同 莇 立 明

同 脇田喜智夫

同 渡辺輝人

同 髙橋典明

第1 滋賀県以外の府県に居住する債権者ら(以下「県外債権者」という。)に関する御庁の管轄について

滋賀県に居住する債権者ら(以下「県内債権者」という。)の申立ての関係では、本案の管轄裁判所として御庁に管轄があることは仮処分

申立書中の「申立の理由」第12に記載したとおりである。

県外債権者の申立てとの関係では、御庁は、不法行為地には当たらない。しかしながら、県外債権者らに対する不法行為は、県内債権者に対する不法行為と同一の事実上の原因に基づくものであるから、民訴法7条、38条によって、御庁は、県外債権者らの本案訴訟についても管轄を有する。よって、県外債権者の本件仮処分申立てについても、御庁は管轄を有する。

## 第2 愛知県居住の債権者らの被保全権利について

敦賀原発と愛知県居住の債権者らの住所地との距離は、最大で約110キロメートルである。ところで、福島第1原発事故による土壌汚染をみると、放射性セシウム30KBq/m²以上の汚染地域は、栃木県北部、群馬県北部、千葉県北部等に及んでいるが、これらの地点は、福島第1原発から200kmないし250kmに位置する(甲84号証)。また、チェルノブイリ原発事故では、原子炉から200kmを超えてもセシウム137の汚染レベルが15キュリー/km²(555KBq/m²)以上である高濃度汚染地域(ソ連政府は、強制(義務的)移住区域とした。)が広大に拡がっている(甲85号証)。

チェルノブイリ原発事故について、当時のソ連、その後のロシア、ウクライナ、ベラルーシは、セシウム137の汚染レベルが37KBq/m<sup>2</sup>以上の地帯を汚染地域と指定した。これは、このレベルが事故から最初の1年間の被ばく量が約1mSVと見込めるからである。「1mSV/年」は、国際放射線防護委員会(ICRP)が定める一般公衆の被曝限度であり、我が国の法制上も同様である【実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示3条(平成13年3月21日経済産業省告示第187号)】。(甲86号証)

以上の事実に、日本列島では特に冬は北西の風が吹き付けることを 考慮すると、もし、敦賀原発で過酷事故が起こったとき、110キロ メートルしか離れていない愛知県の住民が一般公衆の被ばく限度で ある1mSV/年を超える被ばくをし、その結果、その生命、身体、健 康に重大な被害を受ける具体的危険があることが明らかである。 よって、愛知県居住の債権者らについても、本件の被保全権利が認められる。

以上